

英国のプロジェクト・イノベート(レギュラトリー・
サンドボックス)! ロボアド向けにはアドバイス・
ユニット!! 日本でも期待!!!

商品企画部 松尾 健治
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

金融庁がイノベーション促進で英国・シンガポールと相互支援・協力を表明

日本の金融庁は2017年3月9日(木)に英国の金融行為規制機構(FCA)と、3月13日(月)にシンガポール金融管理局(MAS)とフィンテック企業の相互市場参入や規制面での協力に関する書簡を交換した(URLは後述[参考ホームページ]①参照)。

以下上段は金融庁・英国 FCA 共同プレスリリース日本語版の抜粋で、下段は金融庁・シンガポール MAS 共同プレスリリース日本語版の抜粋である。

金融庁・英国 FCA 共同プレスリリース

「日本の金融庁と英国の金融行為規制機構(FCA)は、革新的な FinTech 企業を支援するための協力枠組みに関する書簡を交換しました。金融庁と FCA 間の本書簡交換を通じて、相手国の市場への進出を希望する、日本と英国の革新的企業を紹介する枠組みを提供します。紹介を受けた当局は、規制の不確実性と市場への参入に要する時間を減少させることにより、紹介を受けた革新的企業を支援します。加えて、本書簡交換は、両当局がそれぞれの市場における金融サービスのイノベーションに関する情報共有を促進し、新たな市場への参入障壁を緩和し、両国におけるイノベーションをさらに促進します。



日本にとって、本書簡交換は日本のスタートアップ企業の革新的なビジネスのグローバルな展開を後押しします。また、本書簡交換は英国企業を日本の市場に惹きつけ、日本経済の活性化に貢献します。

英国においては、FCA は規制当局者として金融サービス市場を円滑に機能させることを重要な法目的と位置づけており、イノベーションを通じた競争促進は、この目的の重大な要素となっています。本書簡交換は、日本市場への進出を望む英国企業に貴重な知見をもたらし、FCA 所管の市場への参入に関心を持つ英国外のイノベーターを支援することとなるでしょう。…(略)…。」

金融庁・シンガポール MAS 共同プレスリリース

本協力枠組みは、金融庁と MAS が自国の FinTech 企業を相手国市場に紹介することを可能とします。また、紹介された FinTech 企業が相手国の規制当局と議論し、必要な許認可等の規制の枠組みについて助言を受ける手順を定めており、規制の不確実性の軽減や市場への参入障壁の緩和に役立つこととなります。加えて、本協力枠組みは、両当局が互いの市場における金融サービスのイノベーションに関する情報をどのように共有し、利用する予定であるかについても定めています。…(略)…。」



英国はフィンテック推進協力で既にアジアの豪、シンガポール、韓国、中国と締結済み

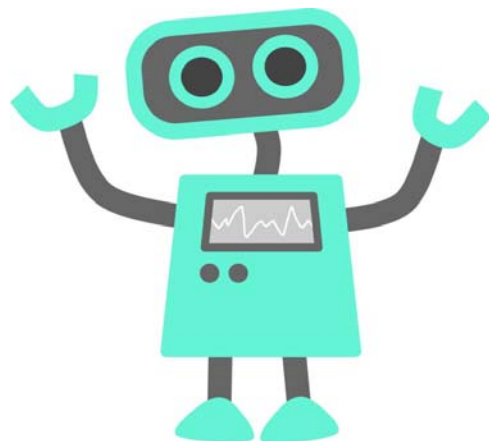
日本にとって英国は、フィンテック推進の為、海外の金融当局と連携して協力の枠組みを構築した最初の国である。その英国は既にグローバルにそれもアジアの国々と協調してフィンテック推進に積極的に取り組んでいる。例えば 2016 年 3 月に英 FCA は豪 ASIC(オーストラリア証券投資委員会)と「フィンテック支援協定」を締結した。2016 年 5 月にはフィンテックに関してアジアと英国間で情報共有等を進める国際プログラム「FinTech Bridge」が設立、シンガポール金融管理局(MAS)と規制協力協定が締結、2016 年 7 月に韓国、2016 年 11 月に中国との間でも同様の協定が結ばれた(URL は後述[参考ホームページ]②参照)。

英国のプロジェクト・イノベート(レギュラトリー・サンドボックス)! ロボアド向けにはアドバイス・ユニット!!

英 FCA は 2014 年 10 月から「プロジェクト・イノベート/Project Innovate」を掲げて、様々なイノベーションを支援する取り組みをしている(URL は後述[参考ホームページ]③参照)。プロジェクト・イノベートとはフィンテック支援の為、新商品や新サービスを開始する際に、どの様な法規制に抵触する可能性があるのか事前に確認出来るものだ。「プロジェクト・イノベート」への支援要請は 2016 年 11 月上旬時点で 600 を超えている(URL は後述[参考ホームページ]④参照)。

プロジェクト・イノベートは消費者の利益となるイノベーションの促進、創造的破壊を通じた競争を促進する事を狙いとしているが、その一環として、2016 年 5 月から始まった「レギュラトリー・サンドボックス/Regulatory Sandbox/規制の砂場」がある。金融業界における革新的な商品やサービス・ビジネスモデル等について、既存の規制をすぐ適用することなく、実験的な試みを許容する安全なスペース環境の事である(URL は後述[参考ホームページ]⑤)。「レギュラトリー・サンドボックス」に参加する企業から評価されており、2016 年 11 月 24 日付ブルームバーグは「ロンドンを拠点とする仮想通貨ビットコインに使われているブロックチェーン技術の活用を目指す新興企業 SE TL ランドール CEO は『他社に先駆けて実現できたのは英金融行動監視機構(FCA)の後押しがあったからだ』と打ち明けた。『ロンドンがフィンテックの中心地なのは監督当局の功績が大きい』と述べた。起業家のための実験スペースとして一部規制が免除される『サンドボックス』制度がなければ、開発した商品の試験導入ははるかに長い時間がかかっただろうという。」と報じている(URL は後述[参考ホームページ]⑥参照)。この実験的な試みを行う「レギュラトリー・サンドボックス」に参加を認められた 24 社の企業群・事業概要を FCA のサイトで見ると、その中に Citizens Advice/シチズンズ・アドバイスの「A semi-automated advice tool」と言うロボアドバイザーが含まれている。Citizens Advice は、1939 年設立の、英国市民の日常生活全般にかかる情報提供及び助言等を無料で行う機関で、非営利民間団体である市民助言局協会が運営している。シチズンズ・アドバイスには、全国に 23000 名を超えるボランティアと 6500 名の職員がいて、2015/2016 年度には、270 万人 620 万件もの相談があり(半数が窓口、44%が電話、6%が E メールやウェブチャットを通じたもの)、ウェブサイトには年間 3600 万件の訪問があったという(URL は後述[参考ホームページ]⑦参照)。

ちなみに、ロボアドバイザーについては、FCA はプロジェクト・イノベートの一環として、ロボアドバイス事業を支援する「アドバイス・ユニット/Advice Unit」を設置している(URL は後述[参考ホームページ]⑧参照)。アドバイス・ユニットは、顧客へ低コストのアドバイスを提供するロボアドバイザーの開発企業に対して、規制面からフィードバックを提供している。



日本版レギュラトリー・サンドボックス制度創設を含む特区法改正案が閣議決定

レギュラトリー・サンドボックスは英国だけでなく、シンガポールやオーストラリア等でも同様の仕組みが採用されており、直近では2017年2月23日、カナダ証券管理局(CSA)が、金融アドバイスなどに新しいビジネスモデルを導入しようとする新規参入企業を支援する「レギュラトリー・サンドボックス」設立を発表していた(URLは後述[参考ホームページ]⑩参照)。

日本でも、イノベーション支援の取り組みが進行中である。金融庁は2015年9月に公表した「平成27事務年度 金融行政方針」において、「将来の金融ビジネスにおける優位性を確保するため、民間部門と協働しつつ、海外事例の調査や内外の担い手との対話を通じてフィンテックの動向をできる限り先取りして把握していく」との方針を示し、2015年12月14日より、金融庁内に「FinTech サポートデスク」を設置した。

FinTech サポートデスクは、金融機関やベンチャー企業などから、フィンテックをはじめとした様々なイノベーションを伴う事業に関する具体的な相談及び一般的な意見・要望・提案を受け付けている。設置から2016年6月末までの約7カ月間で91件の相談があり、約8割が開業規制等の法令解釈に係るものだったと言う(URLは後述[参考ホームページ]⑨参照)。また、冒頭で紹介した通り、金融庁は2017年3月、英国・シンガポールとフィンテック推進で提携した所である。

そして、日本政府は2017年3月10日、「日本版レギュラトリー・サンドボックス制度」創設を柱とした特区法改正案を閣議決定、国家戦略特区で自動走行や小型無人機ドローン等の近未来技術の実証実験が少ない制約で出来るよう、規制緩和や手続きを見直すと言う(URLは後述[参考ホームページ]⑩参照)。


英国を始めとする海外では規制を見直し進化させてイノベーションの創出を目指している。日本でもイノベーション創出に向かっているが、特にロボアドやNISAにおけるイノベーションを強く期待している(後述※1参照)。

※1: イノベティブ・ファイナンス型ISA…英国ISAで「イノベティブ」と言うと、2016年4月6日開始のイノベティブ・ファイナンス型ISA/Innovative Finance ISA/IF-ISA/P2P Isas、「第三のISA」が想起される。ピアツーピア/P2Pプラットフォームを通じた融資(ローン)を対象とするISAだ。前回2017年3月13日付コラムで取り上げた様に、英国政府は「第三のISA(イノベティブ・ファイナンス型ISA/Innovative Finance ISA)」、「第四のISA(ライフタイムISA/LISA)」と、次々、ISAのイノベティブな拡充に動いている(URLは後述[参考ホームページ]⑪参照)。イノベティブ・ファイナンス型ISAは、P2Pローン/P2Pレンディング投資に対する優遇税制で、金融イノベーション推進を税制面から支援するものとも言えよう。



英国の個人貯蓄口座 (ISA/Individual Savings Accounts)


2017年3月17日時点

項目	 預金型ISA (Cash ISA)	株式型ISA (Stocks & Shares ISA)
制度を利用可能な者	16歳以上の居住者等 *18歳未満にはジュニアISAがあり、18歳になると自動的にこの(レギュラー)ISAに。	18歳以上の居住者等 *18歳未満にはジュニアISAがあり、18歳になると自動的にこの(レギュラー)ISAに。
非課税対象	預金型…預金・MMF等の利子	株式型…株式・投信・債券・保険等の利子、配当、譲渡益等
非課税投資枠	年間15240英ポンド (約274万円)を上限 *預金型ISA以外も含めたISA全体。 *2017年4月6日以降、2万英ポンド/約280万円に引き上げ。 *累積非課税投資額上限無し。 *2014年7月NewISA導入で、従来、株式型の半分までとされた預金型の上限が撤廃。	年間15240英ポンド (約274万円)を上限。 *株式型ISA以外も含めたISA全体。 *2017年4月6日以降、2万英ポンド/約280万円に引き上げ。 *累積非課税投資額上限無し。
投資可能期間	恒久 *当初は10年間(1999年～2009年)、2008年に恒久化。	恒久 *当初は10年間(1999年～2009年)、2008年に恒久化。
非課税期間	無制限(年齢制限あり)	無制限(年齢制限あり)
途中売却	自由 *口座からの引き出しで再利用不可(2016年4月6日より、預金型および株式型で保有されている預金は非課税投資枠にカウントせず年内の引き出し・買換え/replace可)、口座内売却で再利用(買換え)可、未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされない、ファンドや金融機関のスイッチングや移管は可。	自由 *口座からの引き出しで再利用不可(2016年4月6日より、株式型および預金型で保有されている預金は非課税投資枠にカウントせず年内の引き出し・買換え/replace可)、口座内売却で再利用(買換え)可、未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされない、ファンドや金融機関のスイッチングや移管は可。
口座開設数	預金型とそれ以外のISAに各一人一口座(別の金融機関で可) *翌年以降変更可。	株式型とそれ以外のISAに各一人一口座(別の金融機関で可) *翌年以降変更可。
導入時期	1987年の個人持株制度(PEPs)と1991年の免税特別貯蓄口座(TESSAs)を前身に1999年(4月6日)から株式型と預金型と保険型で始まった *保険型は2005年に株式型へ統合。	1987年の個人持株制度(PEPs)と1991年の免税特別貯蓄口座(TESSAs)を前身に1999年(4月6日)から株式型と預金型と保険型で始まった *保険型は2005年に株式型へ統合。
加入者数	ISA(レギュラーISA)の口座数は2169万口座とISA対象者の約半数が利用(2014年4月5日時点)。預金型の残高2507億英ポンド(約39兆円、ISA全体5178億英ポンド/約81兆円の48.4%)。年間拠出総額802億英ポンド(約13兆円、ISA全体)。*残高/拠出額は2016年4月5日時点。	ISA(レギュラーISA)の口座数は2169万口座とISA対象者の約半数が利用(2014年4月5日時点)。株式型が2671億英ポンド(約42兆円、ISA全体5178億英ポンド/約81兆円の51.6%)。年間拠出総額802億英ポンド(約13兆円、ISA全体)。*残高/拠出額は2016年4月5日時点。

(出所: 英国歳入税関庁、英国財務省等より三菱UFJ国際投信商品企画部が作成)

英国の個人貯蓄口座 (ISA/Individual Savings Accounts)

2017年3月17日時点

項目	 イノベーティブ・ファイナンス型ISA (Innovative Finance Isa, IFISA)	ライフタイムISA (Lifetime ISA, LISA)
制度を利用可能な者	18歳以上の居住者等	18歳以上40歳未満 (under the age of 40) の居住者等 (個人、口座開設時)。 ・初の持ち家購入及び退職に向けての貯蓄・投資に用途が限定。 ・住宅価格は45万英鎊/約6300万円まで。共同購入可 (補助金は家単位でなく各個人に支給)。
非課税対象	適格ピア・ツー・ピア・ローン/Qualifying Peer to Peer Loans/P2Pレンディング/P2P Lending、現金の利子等 *P2Pレンディングプラットフォーム各社がウェブで貸し手と借り手を募り、貸し手は格付け等を利用し借り手を分散しながら融資する。	<預金型ISA・株式型ISAと同じ(*イノベーティブ・ファイナンス型ISAとは異なる)> 株式、投信、債券、保険、預金、MMF等の利子、配当、譲渡益等 *補助金も含む
非課税投資枠	年間15240英鎊(約274万円)を上限 *イノベーティブ・ファイナンスISA型だけ、または株式型・預金型との合算。 *2017年4月6日以降、2万英鎊/約280万円に引き上げ。 *累積非課税投資額上限無し。	個人の積立は毎年4000英鎊 (Pay in up to £4,000 each tax year)/約56万円まで(月額上限なし)。各年、積み立てた額(利子等含む)の25%相当を英国政府が補助金(bonus/賞与・手当)として上乗せ拠出(年1000英鎊/約14万円まで、月額上限なし)。*左記は個人1人につきで、夫婦世帯では2倍の額となる。 *ライフタイムISA以外も含めたISA全体では、年15240英鎊から2万英鎊/約280万円へ引き上げ(2017年4月6日以降)。
投資可能期間	恒久	開設後、50歳の誕生日を迎えるまで(up to age of 50)。
非課税期間	無制限	無制限
途中売却	ピア・ツー・ピア・ローンは流動性が低いことから、現行ISAでは口座からの引出しが30日以内に実施される事となっているものの、イノベーティブ・ファイナンスISA型には盛り込まれない見込み。ファンドのスイッチング可。	住宅購入の場合、口座開設から1年経過後、引き出し自由。 60歳以降(after the age of 60)、目的にかかわらず、全額でも1部でも(補助金含む)引き出し可(非課税)。住宅購入以外の目的で60歳より前に引き出す事も可能だが、25%の補助金を失い(early withdrawal charge)、5%の手数料がかかる。当初30日のキャンセル期間あり。スイッチング可。
口座開設数	各年一口座	<通常のISA(レギュラーISA)と同じ> 拠出できるのは各年一口座
導入時期	2016年4月6日(2015年7月8日に財務省が初めて表明) *取り扱い金融機関は認可P2Pレンディングプラットフォームだが、2017年3月15日現在、三大プラットフォーム Zopa/ゾパ、ファンディングサークル/Funding Circle、レートセッター/RateSetter各社はすべて準備中(FCAと協議中)。	2017年4月6日(2016年3月16日に財務省が初めて表明)
加入者数	2016年10月19日に英国P2Pファイナンス協会/Peer-to-Peer Finance Association/P2PFAが発表したデータによると、英国P2Pレンディングは2016年9月末現在65億英鎊/約8800億円で貸し手が約16万人・社で借り手が約36万人・社(うち個人が約34万人)。	参考: 2015年12月1日より導入された「Help to Buy ISA/補助金付住宅資金貯蓄」の利用者は2016年3月までに35万人。

(出所: 英国歳入税関庁、英国財務省等より三菱UFJ国際投信商品企画部が作成)

以上

[参考ホームページ]

①2017年3月9日(木)付金融庁・英国 FCA 共同プレスリリース「日本と英国の金融規制当局が、革新的な FinTech 企業を支援するための協力枠組みに関する書簡交換を発表」…

「<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20170309-1.html>」、

2017年3月13日(月)付金融庁・シンガポール MAS 共同プレスリリース「日本・シンガポール、FinTech 協力枠組みを構築」…「<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20170313-1.html>」、

②2016年3月23日付英 FCA と豪 ASIC 間の「フィンテック支援協定」締結…

「<https://www.fca.org.uk/publication/mou/fca-asic-cooperation-agreement.pdf>」、

2016年5月の英 FCA「FinTech Bridge」設立及び5月11日付シンガポール MAS と規制協力協定締結…

「<http://www.mas.gov.sg/News-and-Publications/Media-Releases/2016/First-ever-FinTech-Bridge-established-between-Britain-and-Singapore.aspx>」、

「<https://www.fca.org.uk/publication/mou/fca-monetary-authority-of-singapore-co-operation-agreement.pdf>」

2016年7月22日付で英FCAと韓国間の協定締結…

「<https://www.fca.org.uk/news/press-releases/uk-establishes-fintech-bridge-republic-korea>」

2016年11月10日付の英FCAと中国間の協定締結…

「<https://www.gov.uk/government/news/uk-china-8th-economic-and-financial-dialogue-financial-services>」

③2014年10月英FCA/金融行為規制機構のプロジェクト・イノベティブ…

「<https://www.fca.org.uk/firms/project-innovate-innovation-hub/next-steps>」

④2016年11月3日付 Bridging and Commercial…

「http://bridgingandcommercial.co.uk/article-desc-11150_FCA%20spends%20C2%A31.8m%20on%20Project%20Innovate」

⑤2016年5月開始のプロジェクト・イノベティブのひとつである Regulatory Sandbox/レギュラトリー・サンドボックス…「<https://www.fca.org.uk/firms/project-innovate-innovation-hub/next-steps>」、「<https://www.fca.org.uk/firms/project-innovate-innovation-hub/regulatory-sandbox>」

⑥2016年11月24日付ブルームバーグ「ロンドン、『フィンテックの都』の地位も危ないー現れた意外な救世主」…「<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2016-11-23/OH1E256JJUU01>」

⑦英 Citizens Advice/シチズンズ・アドバイス…

「https://www.citizensadvice.org.uk/Global/CitizensAdvice/Governance/CAB347_Annual_Report_v9_WEB%20FINAL.pdf」

⑧プロジェクト・イノベティブのひとつであるアドバイスユニット(Advice Unit)…

「<https://www.fca.org.uk/firms/project-innovate-and-innovation-hub/advice-unit>」

⑨2017年2月23日付カナダ CSA「The Canadian Securities Administrators launches a regulatory sandbox initiative」…

「http://www.osc.gov.on.ca/en/NewsEvents_nr_20170223_regulatory-sandbox.htm」

⑩2017年3月10日付閣議決定の特区法改正案…

「http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/kettei/pdf/h290310_sankou2.pdf」

⑪2017年3月13日付日本版ISAの道 その175「NISAが範とする英国ISAの最新事情～ライフタイムISA/LISA(第四のISA)とイノベティブ・ファイナンス型ISA(第三のISA)は導入・承認が遅れ、ジュニアISA 株式型ISA(第二のISA)は不調～」…「<https://www.am-mufg.jp/text/kam170313.pdf>」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付日論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。